

2025年11月13日

株 主 各 位

日本山村硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 山村 昇

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社取締役会において、第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間配当金のお支払いにつき、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

敬具

記

当社定款第41条の規定に基づき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき 金75円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2025年12月8日(月) |

以上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、来る12月5日（金）にお届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

敬具